

「東京都の広告宣伝車規制に関する説明会（令和6年3月）」への質問に対する回答について

質問募集の概要

(1) 実施期間 令和6年3月22日（金曜日）から同年4月5日（金曜日）まで

(2) 質問総数 5名20件

※ 凡例 東京都屋外広告物条例…都条例 東京都屋外広告物条例施行規則…都規則 屋外広告物許可申請…許可申請
 令和5年11月6日公表「広告宣伝車に対する屋外広告物規制の考え方（案）」…考え方（案）
 令和5年12月27日公表「東京都広告物審議会「答申」～広告宣伝車に対する規制について～」…答申

番号	スライド番号	質問要旨	都回答
1		広告宣伝車のデザイン等の許可を受ける必要がある者は、以下の誰になるか。 ① 広告宣伝車を保有し、運行する者 ② 広告宣伝車にラッピング等を施工する者 ③ デザインを作成する者 ④ 広告を依頼する者 ⑤ ①から④の誰でも良い ⑥ その他	都条例第8条では、「広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者は」屋外広告物許可を受けなければならないと規定しております。 したがって、許可申請者となり得るのは「広告主」を原則としますが、工作物としての広告物又は掲出物件の「所有者」も申請者となり得ます。
2	18	車体外面への表示・設置が禁止される広告物等について、「電光表示装置等により映像を映し出すもの（LEDビジョン等）など、運転者の注意力を著しく低下させるおそれのある広告物等」とあるが、トラックの車体（両サイド）に設置したLEDパネルに静止画で広告宣伝を表示することは可能か。資料を読むとLEDパネルの使用は全面的に不可とも読み取れるが、照度を抑えて、適性なデザインの静止画であれば、景観を乱すことはないと思い、質問した。	車体外面に設置したLEDビジョンに表示する映像については、動画・静止画、照度、デザインにかかわらず、表示を禁止しています。 なお、上記規定は、LEDビジョンを搭載した広告宣伝車が、道路以外の場所（イベント会場等）において停まった状態で、置き型の大型ビジョンと同様の使用をする場合について禁止するものではありません。
3	31	広告宣伝車の許可申請書類について、車検証記載の所有者名（所有者は親会社）と申請者名が異なる場合、許可申請は問題ないか。	許可申請の申請者が、回答No.1のいずれにも該当しない場合、車両の所有者又は管理者と申請者の関係性を示す資料を求められる場合があります。個別の申請ごとの判断となりますので、詳細は許可権者に確認いただきますようお願いいたします。
4		今回の質問に対する回答説明について、一方的なライブ配信ではなくこちらからも確認、再質問できるよう双方向のWEB会議にしていただけませんか。 質問を受け付け、ライブ配信で一方的に回答だけ出すというのはそれ以上の質問は受け入れないということか。納得のいくまで話し合いをさせてほしい。	今回の質問回答をライブ配信にした趣旨は、都からひとつおりの質問への回答をさせていただいた後、なお不明な点について事業者様から確認や再質問をしていただくためです。ただし、規制自体について話し合いをする場ではありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

番号	スライド番号	質問要旨	都回答
5	22	<p>各所（東京屋外広告協会、区役所）の申請から許可までの期間をそれぞれ中1日にできないか。 屋外広告物許可申請手続スケジュール例を見ると、全ての申請許可を終えるのに約1か月とされている。 このスケジュール感では今後この仕事ができなくなる。レコード会社のCD発売案件、LIVEの告知、商業施設の開店案件など案件告知開始日が決まっているものについては約1か月の申請確認期間をとられると、そこからシート印刷の為に校正出し、校正確認、印刷、施工で2週間かかるためそれだけで6週間から7週間前のデザイン入稿を客先をお願いしなくてはならない。そんな前に告知内容が決まり写真などデザイン素材がそろっている客先は無く、このアドトラックという媒体を今後敬遠し、やらなくなる。その他の広告媒体で7週間前に入稿期限がくる広告媒体はテレビでもラジオでも新聞でもどこを見回してもない。 各所が中1日でできればこれまでより約1週間ほどの入稿前倒しになるだけなのでこれまでどおり仕事ができる。 警察署も放送宣伝車の道路使用許可を中1日か2日で出す。彼らにできて皆さんにできないことはない。</p>	<p>広告宣伝車だけでなく、バスやタクシー等の車体利用広告についても同様の手続・期間となっていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
6	22	<p>この各所の申請、許可を全てオンラインでメールまたは電子申請システムでできないか。 地方の方を意識して郵送でと言われるかもしれないが、この時代に郵送でとは時間がかかりすぎる。他の公的機関はどんどんその方向に進んでいる。現に東京都もペーパーレス化を進めており、郵送費も時間も無駄だ。</p>	<p>車体利用広告に係る許可申請は、現在、多摩建築指導事務所が取扱窓口となっているものについて、「東京都屋外広告物管理システム」により電子申請が可能です。詳細は都市整備局ホームページをご覧ください。 https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/koukou/kou_kanrisys.htm なお、各区へのシステム導入時期は未定です。</p>
7		<p>渋谷のスクランブル交差点、新宿アルタなど屋外ビジョンとの差は何か。 屋外ビジョンの個々の放映内容について協会や区の申請確認はされていないはずだ。もちろん屋外ビジョンをビルなどに設置する際は許可を得ていると思う。それと同様にアドトラックも車両個々の申請をして、個々の広告内容については東京屋外広告協会の規定を順守し、それが守られなければ罰則を受けるという事にならないか。</p>	<p>都条例21条の分類上、建物の壁面に設置されるデジタルサイン（LEDビジョン）は「広告板」に、広告宣伝車に表示される広告物は「自動車の外面を利用する広告物」に該当し、それぞれ都規則で定める規格によらなければならないとされています。 都規則に定める「自動車の外面を利用する広告物」の規格により、「電光表示装置等により映像を映し出すもの（LEDビジョン等）など、運転者の注意力を著しく低下させるおそれのある広告物等」を表示・設置することは禁止されています（都規則 別表第3 六（一）1）。</p>
8		<p>東京都が規制をしたいと思っているホストクラブやナイト系求人トラックはこの条例では規制できない。 エンタメ系や商業施設などの一般の広告車両が街からなくなるだけだ。それを楽しみにしているファンの方が悲しみ、開店情報など有益な情報が出せなくなるだけだ。 東京都もコロナの時に何度もアドトラックが使われていたがその際のような直前の入稿ではできないということだ。 もう1度、今回の規制全てを考え直していただく事はできないか。</p>	<p>屋外広告物法に基づく屋外広告物の規制は、その目的を良好な景観の形成若しくは風致の維持と公衆に対する危害の防止に限定しているため、法に基づき自治体が定める屋外広告物条例による規制もこれらの目的に限られ、広告物の表示内容に立ち入って規制をすることはできないとされています。 今回の都規則改正による広告宣伝車規制については、適用対象を都外ナンバーの広告宣伝車に拡大するものであり、規制内容を変更するものではありません。</p>
9		<p>当初2月に事業者説明会を開催する予定だったものが4月にずれ込み、しかもリモート（ウェビナー形式）での開催となった経緯とその理由を教えてください。 不明な点も多く出てくると思っていたので、都の担当者様と対面にて開催していただくことを望んでいた。</p>	<p>関係機関との協議により、3月に都規則を改正することとなったため、説明会の実施も3月になりました。 なお、説明会のオンライン開催は、都外の事業者等の方へ情報を確実に届けるという目的の下に利便性や公平性を考慮したものであり、説明会の内容に対する不明点については別途ライブ配信で質問回答を行うこととしました。</p>

番号	スライド番号	質問要旨	都回答
10		コロナ禍において、都内にてLEDアドトラックを政府広報として活用していた。デジタル化を推進する国との足並みが揃っていないと感じるが、この点について都の考えを教えてください。	LEDビジョンを搭載した広告宣伝車に対する規制は、これらが運転者の注意力を著しく低下させるおそれがあるために設けたもので、道路以外の場所（イベント会場等）において停まった状態で、置き型の大型ビジョンと同様の使用をする場合について禁止するものではありません。
11	22	申請手続きスケジュールについて、東京屋外広告協会や区役所での手続き期間がかかりすぎではないか。デザイン申請から走行開始まで1ヶ月を要するのは、とても時間がかかりすぎる。現在、広告主側で広告内容が決定後、受注～走行するまで、現在10日～2週間の期間で製作進行している。到底1ヶ月も前に受注、デザイン確定まで進まない。	No.5の回答のとおりです。
12	22	実際、警察の道路使用許可申請については中1日もしくは2日で申請可能だ。同様に東京屋外広告協会や区の申請も中1日、2日でご対応いただけないか。または、東京屋外広告協会と区が連携をとり一度の申請で完了させることはできないか。	屋外広告物の許可と警視庁の道路使用許可とは申請書類や体制が異なるため、一概に比較するのは困難と考えます。また、東京屋外広告協会と区は別組織であり、提出していただく申請内容もそれぞれ異なりますので、一度の申請で完了させるのは困難と考えます。
13	22	加えて、申請、手数料納付、許可証発行においても全てオンラインで完了できる仕組みを作っていただけないか。今回の改正で都外の業者にも申請を義務化するのであれば、東京まで出向かなくても手続きできるように変更していただけないか。窓口・郵送対応ではかなりの時間ロスとコスト増となる。	No.6の回答のとおりです。
14	22	6/3から準備期間、6/30改正規則施行のスケジュールでは4/24の説明会以降で広告主へ周知する期間としては短すぎる。6/30からの施行を10/1からの施行に変更していただけないか。	都外ナンバーの広告宣伝車に対する規制については、これまでも規制対象の拡大に関し、検討過程を適宜公表しています。
15		音楽レーベルのCD発売告知、コンサートイベント告知などの広告内容の車両はホストクラブの広告の車両とは宣伝の目的が違う。都市景観の問題でホストクラブの広告の車両を撲滅させたいのであれば掲載不可の業態として規制すればと考えるが、それはできないのか。今回の規制ではホストクラブ等の風致を乱す広告をなくす施策とはならない。	No.8の回答のとおりです。
16		車体広告で掲載不可の業態（企業）があれば教えてください。	No.8の回答のとおり、屋外広告物法及び同法に基づく条例による業態（企業）の規制はございません。
17	27	デザイン審査を通過したのに、区の申請が受理されないようなことはあるのか。	東京屋外広告協会の車体利用広告デザイン審査委員会では、デザイン自主審査基準に基づきデザイン図の審査を行い、許可権者では都条例に基づき許可申請書類一式の審査を行います。このため、許可権者において都条例の規制に適合しないと判断する場合には、デザイン審査を通ったものでも、許可されない場合があります。
18	31	区への広告物許可申請に係る費用を教えてください。	広告宣伝車の屋外広告物許可申請手数料は、現在、1台につき4,950円です。

番号	スライド番号	質問要旨	都回答
19		国や公共団体による公共的目的の広告を掲載する場合、どのような取扱いになるのか。	<p>国又は公共団体が公共的目的をもって表示する広告物等については、都条例第13条第2号により、屋外広告物許可を受けずに表示することができます。ただし、表示面積が10㎡を超える場合には、都規則別記第10号様式による「屋外広告物表示・設置届」の提出が必要になりますので（都規則第12条第1項第1号イ）、広告主である国又は公共団体と、許可申請先である区又は多摩建築指導事務所に、届の提出方法等についてご確認ください。</p> <p>なお、屋外広告物の許可とデザイン審査は不要になりますが、都が条例・規則に定める車体利用広告・宣伝車の規格や広告物一般に対する規制は適用されますので、ご注意ください。</p>
20		選挙に関する広告を掲載する場合、どのような取扱いになるのか。	<p>政党その他の政治団体、労働組合等の団体又は個人が政治活動又は労働運動として行う宣伝等の広告物等については、都規則第18条第1号ロに該当し、都条例第14条第2号及び都規則第13条第2号ロにより、屋外広告物許可を受けずに表示することができます。</p> <p>なお、屋外広告物の許可とデザイン審査は不要になりますが、都が条例・規則に定める車体利用広告・宣伝車の規格や広告物一般に対する規制は適用されますので、ご注意ください。</p>